



for a living planet®

WWF ジャパン
 (公財)世界自然保護基金ジャパン
 〒105-0014
 東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号
 日本生命赤羽橋ビル 6F

Tel: 03-3769-1711
 Fax: 03-3769-1717
 www.wwf.or.jp

2016年6月16日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する
 法律のあり方検討会」ヒアリング意見

WWF ジャパン
 草刈 秀紀

希少野生動植物種の絶滅を防ぎ、積極的に保護するためには、種の保存法の抜本的見直しが必要である！

1) 法律の名称を変更し、種の保存のみならず生息地の保全と回復も含めた法律にすること

- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)から生息地の保全・回復も含めた「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存および生息地の保全回復に関する法律」(種の保全法)とすること。
- 同様に法の目的も「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存および生息地の回復を図る」とすること。

2) 保全・回復を推進するために民間団体等の責任や義務を規定すること。

- 新規指定の基本的考え方：多様な主体が指定後の保全にかかわる仕組みを構築していく必要があるため、国民からの提案制度を有効に活用し、**保全にかかわる団体のすそ野を広げる。**
- 保全戦略の基本的な考え方：今後は指定種が大幅に増加するため、国の直轄事業のみではなく、多様な主体(関係省庁や地方自治体、調査研究機関、**NPO・NGO**、専門家、地域住民、民間企業等)と連携し、保全を推進する必要がある。
- 上位法である生物多様性基本法においても第七条に**民間の団体の責務**が担保されている。
- 具体的には、第二条(責務)に「国民および民間団体は、(中略)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない」とする。

3) 財産権尊重条項を削除すること

- 種の保存法が制定された背景の一つとして「1989年にスイスで開催されたワシントン条約第7回締約国会議で、第8回締約国会議が1992年3月に日本で開催されることが決定され、また、1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において採択された「生物の多様性に関する条約」の採択に向けた動き



for a living planet®

が活発化したことから、日本としても早急に種の保存を目的とした制度を確立することが急がれる状況となった。（環境庁野生生物保護行政研究会編集、絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引管理より）」と記述がある。しかしながら、同法が省庁間折衝の折に同条項が挿入された。24年前のことである。

- 絶滅のおそれのある種の現状:2010年5月に生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第3版(GBO3)」では、生物多様性を構成する生態系、種、遺伝子のすべてについて、損失が継続していると評価した。また、損失を引き起こしている直接的な要因として、生息地の損失と劣化、過剰利用と非持続的な利用、過剰な栄養素の蓄積等による汚染、侵略的外来種、気候変動を挙げ、これらによる影響は、継続あるいは増加しているとした。さらに、このまま損失が続く、生態系が「ある臨界点(a tipping point)」を超えると、生物多様性が劇的に損なわれ、それに伴い広範な生態系サービスが劣化する危険性が高いと警鐘を鳴らした。愛知目標12には「2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また、それらのうち、特に最も減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される」と明記された。
- しかしながら、2015年公表の絶滅危惧種・第4次レッドリストで3,596種が「絶滅のおそれのある種」とされているが、国内希少種の指定は、175種に留まっている。
- 法律や条例の制定は、その時代の要請によって制定される、しかしながら、現在、前記した通り、制定当時と時代背景が大きく異なっており、同条項を固持する理由が見当たらない。

【参考】

自然環境保全法第三条「自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。」と規定する。自然公園法第3条、種の保存法の第3条にも、同様の規定がある。

しかし、こうした規定は、都市計画法、森林法、採石法などにはない。公用制限をかけることになる自然環境保全法制に対して、私的土地所有権主義の観点から牽制しているのであろう。「絶滅のおそれのある」という急を要する政策を実施する法律にこうした規定があるのは、「場違い」な気がする。1992年制定という最近の法律にも入れざるをえないのは、内閣法制局の指導だろうか。そうだとすれば、憲法違反に対する過剰防衛的な、何とも時代遅れの感覚だろうか。【環境雑記帖、北村喜宣より】

4) 種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を検討すること。

- 種の保存法改正に際しての衆議院・参議院附帯決議5にあるとおり、「希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、2020年までに300種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。そのため、中央環境審議会自然環境部会の野生生物小委員会において、種の指定の考え方や候補種の選定などについて議論を行い、その結果を尊重すること。また、同小委員会の委員については、国民の理解を得られる人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに



for a living planet®

に、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること」。種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護管理計画などを勧告する、専門家による常設の科学委員会の法定を附帯決議 4 - 2 に基づいて真摯に検討すること。

- 常設の科学委員会は、特定外来生物のグループ毎の専門家会合と同様の体制を検討すること。参考：外来生物法（定義等）第二条 3
- 平成 25(2013)年改正時、常設の科学委員会の法定をWWF ジャパン、日本自然保護協会、日本野鳥の会、トラフィック イーストアジア ジャパン、イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク、生物多様性保全・法制度ネットワーク、トラ・ゾウ保護基金、日本植物分類学会、日本生態学会自然保護専門委員会、第二東京弁護士会が求めている背景がある。（第 183 国会、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第 66 号)参考資料、平成 25 年 5 月 参議院環境委員会調査室より）

5) 科学的知見の充実と絶滅のおそれのある種の選定を環境省の主幹事業とすること

- 絶滅のおそれのある種のリスト及びデータが作成・更新されているが、策定されているが種のリスト及びデータは、環境省の主幹業務でありその判定も環境省が主管すべきである。また、改正法においてもその旨、明記すべきである。
- 過去の附帯決議（昭和 62 年 5 月 22 日衆議院環境委員会、同年 5 月 25 日参議院環境特別委員会、平成 4 年 4 月 21 日衆議院環境委員会、同年 5 月 27 日参議院環境特別委員会、平成 15 年 5 月 30 日衆議院環境委員会、同年 6 月 12 日参議院環境委員会）において科学的調査・研究を推進すべき旨、指摘されている。

6) 「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（以下、保全戦略）」を法定計画とし、閣議決定することを検討すること。

- 保全戦略は作られたが、更なる実効性を担保する為には、保全戦略を法定計画とし、閣議決定するべきである（附帯決議 4 - 1）。
- 保全戦略を法定計画とすることのみならず、同戦略を執行する為に必要な相応の予算を確保すべきである。

7) 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による指定提案制度の法定を検討すること。

- 希少野生動植物種等の指定に関して、国民による提案制度が 2014 年 9 月から始められたが、これは法律に基づかず、試行的に実施されているものであり、法定化の検討をすべきである。（附帯決議 3）
- 指定提案制度は、府県では条例として法令により定めている。本法においても法制化すべきである。また、提案された結果等も適切に提案者に結果を知らせるべきである。



for a living planet®

8) 種の保存法等に関する動植物園等の公的機能の推進方策のあり方について

- 生物多様性条約の第9条に記されている「生息域外保全」について、適切に運用される仕組みが構築されるよう、種の保存法以外の法制上の措置も含めて検討すること。
- 生物多様性条約の第9条に記されている「生息域外保全」について、適切に運用される仕組みが構築されるよう、種の保存法以外の法制上の措置も含めて検討すること。
- 動植物園等は、絶滅のおそれのある野生生物の生息域外保全としての役割があるが、1) その手続きが免除されていない、2) 生息域外保全としての社会的な位置づけや評価が低く、3) 動物取扱業者として位置付程度の問題点がある。これらの問題点を整理し認定動植物園制度の構築に当たっては、基準を明確にする必要がある。例えば、動物福祉の観点を踏まえて、生息域内保全との係り方、普及啓発活動の実績、施設基準（単純に面積の大小ということではなく、生態に即した飼育ができる空間）、職員の質の確保などが明確になっている必要がある。
- 「保護増殖事業」については、普及啓発が事業の対象とはなっていない、平成26年改正時に、第53条（地方公共団体に対する助言その他の措置）2項に「国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と加えられた。本条項を「地方公共団体に対する助言その他の措置」の中に明記するのではなく、別項として教育活動、広報活動等の条項を設けると共に、「保護増殖事業」に普及啓発が事業を対象とし動植物園等においても、今後、益々、普及啓発が促進されるようにすべきである。

【参考】

生物多様性条約：「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

第9条 生息域外保全

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。

(b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。

(c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。

(d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。



WWF *for a living planet*[®]

(e)(a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

9) 公共事業の開発行為に対して、環境大臣意見を出せる制度を検討すること

- アユモドキのように希少野生動植物種として指定されても公共事業が進められる現状を改善すべきである。その為には、公共事業の開発行為に対して大臣意見を出せる制度が不可欠である。

10) 戦略的環境影響評価の制度化を踏まえて調査研究を推進すること

- 様々な生物の生息・生育地の減少や劣化に関連して、様々な開発に際して現在行われている環境影響評価の適切性や有効性に関する検討を行うこと。また、今後、環境影響評価作業を充実するとともに、様々な(規模要件に関わらない)環境改変行為が絶滅危惧種に及ぼす影響と悪影響の軽減策について調査研究の推進を図るべきである。

11) 海洋生物の種の指定について

- 海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うこと。なお、国際的な見地に立って評価を行うことが重要であり、IUCNのレッドデータと整合性も考慮すること。また、候補種選定の際、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に選定の対象とすること。(附帯決議10)
- 沿岸・海域(特に河口・砂浜・干潟・藻場・サンゴ礁など)に、絶滅危惧種が集中している。2010年10月のCOP10で海洋生物のレッドリスト作りを実施すると宣言され6年が経過する。沿岸・海洋に生息・生育する野生生物種のレッドデータブックの作成を可及的速やかに行うとともに、沿岸・海洋に生息・生育する絶滅危惧種の保全施策を推進すべきである。

12) 生態系レッドリストの策定を検討すること

- 5月上旬に、IUCNから生態系のレッドリストの基準(Guidelines for the application of IUCN Red List of Ecosystems categories and criteria(105頁))が発表された。日本も種単位の保護増殖の発想から、生態系保全や生物多様性からの当該種の保全の発想が必要である。オオタカの指定解除の事例にもある通り生態系の保全は、日本らしい里地・里山生態系の保全の制度を検討すること。

以上。